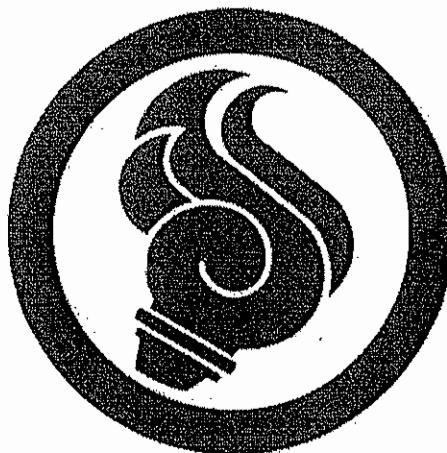


第70回大会以降用

## 國民体育大会

開催基準要項細則

(平成24年3月22日)



公益財団法人日本体育協会

# 国民体育大会開催基準要項

## 1 総 則

国民体育大会(以下「大会」という。)を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

## 2 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

## 3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

## 4 名 称

- (1) 大会の正式名称は次のとおりとする。
  - 1) 国民体育大会冬季大会(以下「冬季大会」という。)
  - 2) 国民体育大会(以下「本大会」という。)
- (2) 「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。
  - 1) 冬季大会  
第〇回国民体育大会冬季大会〇〇競技会
  - 2) 本大会  
第〇回国民体育大会〇〇競技会
- (3) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

## 5 回 数

大会は、昭和 21 年に開催された大会をもって第 1 回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

## 6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本体育協会(以下「日体協」という。)、文部科学省及び開催地都道府県(以下「開催県」という。)とし、各競技会については日体協加盟競技団体及び会場地市町村を含めたものとする。

## 7 開催の基本方針

- (1) 大会の開催方法
  - 1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。
  - 2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。
  - 3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、細則第 1 項の要領により開催することができる。

## (2) 大会の開催時期及び期間並びに会期

1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。

① 冬季大会：12月～2月末日

② 本大会：9月中旬～10月中旬

[注]公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで

2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。

① 冬季大会：5日間以内

② 本大会：11日間以内

3) 大会の会期は開催3年前に日本体育協会が開催県と協議して決定する。

4) 開催県内では、大会期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。

## (3) 大会の実施競技及び参加人員

1) 大会の実施対象競技は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

2) 大会の実施対象競技及び参加人員等は、第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。

## (4) 大会の会場地及び競技施設

1) 開催県内の市町村会場地の決定にあっては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。

2) 大会の諸施設(公開競技を除く)は、別に細則第2項で定める国民体育大会施設基準による。

3) 開催県の立地条件及びスポーツ振興の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日本体育協会及び文部科学省と協議しなければならない。

## (5) 大会の文化プログラム

大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」(74頁)に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。

## 8 大会参加者

大会の参加者は、次のとおりとする。

### (1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手(以下「参加選手団」という。)で構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第3項で定める参加資格を有しなければならない。

### (2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員

### (3) 役員

大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員。

## 9 ドーピング防止活動の実施

大会におけるドーピング防止活動(ドーピング検査及びドーピング防止教育啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定める「日本ドーピング防止規程」及び別に定める「国民体育大会ドーピング防止活動に関するガイドライン」(75頁)に基づき実施する。

## 10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

- (1) 実施競技は、別に定める「国民体育大会における実施競技について」(15頁)に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すものとする。
- (2) 高等学校野球競技を特別競技として実施し、財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。
- (3) 大会で実施する競技、並びに正式競技及び特別競技の参加人員は、別に細則第4項で定める。
- (4) 正式競技の実施種別は、原則として成年男子・成年女子・少年男子・少年女子とし、参加資格及び年齢基準については別に細則第3項で定める。
- (5) 開催県は、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」として、それぞれ「公開競技実施基準」(43頁)及び「デモンストレーションスポーツ実施基準」(44頁)により実施することができる。

## 11 表彰

### (1) 総合表彰

- 1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯を授与する。
- 2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- 3) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第1号で定める。

### (2) 競技別表彰

- 1) 正式競技ごとに、男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。
  - 2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
  - 3) 各種別及び種目の第1位から第8位までに、賞状を授与する。
  - 4) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第2号で定める。
- (3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程」(79頁)及び「国民体育大会会長トロフィー授与規程」(80頁)により授与する。
- (4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特別に表彰することができる。

## 12 大会開催の地域区分と順序

(1) 大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。

(2) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

地区	ブロック	都道府県名
東	北海道	北海道
	東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
	東海	静岡、愛知、三重、岐阜
	近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四国	香川、徳島、愛媛、高知
	九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(3) この地域区分は、冬季大会には適用しない。

## 13 大会開催の申請

- (1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育協会等(以下「都道府県体協等」という。)会長、都道府県知事及び教育委員会とが連署の上、日体協会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出する。
- (2) 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の5年前の年の6月1日から6月30日までとする。
- (3) 開催申請書の様式及び添付書類は、別に細則第6項で定める。

## 14 大会開催地の内定及び決定

- (1) 日体協は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議して大会開催地を内定及び決定する。
- (2) 大会開催地の内定は、大会開催年の5年前の年の、決定は3年前の年の、それぞれの9月末日までとする。

## 15 大会開催の可否決定

大会開催県が、大会開催時までに又は会期中に不慮の災害にあった場合、日体協が審議の上、文部科学省と協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、大会を中止するものとする。

## 16 大会の標章

- (1) 大会の標章は、次のとおりとする。
  - 1) 国民体育大会マーク(図形)
  - 2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(模様)
  - 3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
  - 4) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)

- 5) 競技別シルエット(模様)
  - 6) 大会に関するマスコット(キャラクター)
- (2) 日体協及び開催県実行委員会は、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク、並びに、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)を制定することができる。
- (3) 日体協及び開催県実行委員会は、大会に関係するマスコットを制定することができる。
- (4) 大会の標章の使用に関しては、「公益財団法人日本体育協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程」(81 頁)によるものとする。ただし、開催県実行委員会が定めるマスコットについては、除くものとする。
- (5) 大会に関する製作物等には、原則として国民体育大会マークを表示しなければならない。なお、表示方法等については、「公益財団法人日本体育協会国民体育大会関係標章デザインガイドライン」(84 頁)によるものとする。
- 1) 参加章
  - 2) 記念章
  - 3) 各種印刷物
    - ①ポスター、②総合プログラム、③競技別プログラム、④その他印刷物(ガイドブック、リーフレット、名刺等)
  - 4) 看板等
    - ①板類(各種看板、大会告示塔等)、②横断幕
  - 5) ホームページ
  - 6) その他国体に係る製作物等

## 17 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催する。
  - 1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
  - 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
  - 3) 都道府県体協等は、市町村の体育協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
  - 4) 加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込む。
- (2) 大会の予選会としてブロック大会を開催する必要のある競技がある場合は、原則として本要項第 12 項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催する。
  - 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
  - 2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
  - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。

## 18 大会参加章

- (1) 第8項(1)、(3)に定める参加者には、大会参加章(以下「参加章」という。)が与えられる。
- (2) 参加章着用者は、大会参加を証された者として、総合開・閉会式を除くすべての競技会場に入場することができる。ただし、競技会場によっては、入場を制限されることがある。
- (3) 開催回数を同じくする大会の参加章は、原則として同一とする。ただし、冬季大会の参加章については、開催県が希望する場合、本大会と異なる意匠により作成することができる。
- (4) 参加章の意匠等は、開催県が日体協と協議の上決定し、作成する。
- (5) 開催県実行委員会は、参加章以外に同一意匠で規格を異にする記念章を公開競技及びデモンストレーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作成することができる。
- (6) ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章を作成することができる。

## 19 大会の式典

### 【本大会】

- (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開会式及び総合閉会式として、開催県が選定した競技会場地で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は、原則として60分以内とする。
- (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日体協と協議して定める。

総合開会式 開会宣言  
国旗掲揚  
大会旗・日体協旗・実施競技団体旗掲揚  
開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚  
天皇杯・皇后杯返還  
大会会長あいさつ  
文部科学大臣あいさつ  
天皇陛下お言葉  
炬火点火  
選手代表宣誓  
総合閉会式 成績発表  
表彰状授与  
天皇杯・皇后杯授与  
大会会長あいさつ  
開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納  
大会旗・日体協旗・実施競技団体旗降納  
国旗降納  
炬火納火  
国体旗引継  
次期開催県旗掲揚  
閉会宣言

- (4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。
- (5) 競技会終了後の表彰式は細則第7項により実施することができる。

### 【冬季大会】

冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施するものとする。ただし、その場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日体協と協議して定める。

### 20 国体旗引継ぎ及び保管

- (1) 国体旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
- (2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。

### 21 大会旗及び炬火リレー

- (1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
- (2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

### 22 大会役員

- (1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。

名 誉 会 長	文 部 科 学 大 臇
会 長	日 体 協 会 長
副 会 長	日 体 協 副 会 長・専 務 理 事、文 部 科 学 省 ス ポ ーツ・青 少 年 局 長、開 催 県 知 事、開 催 県 体 育 協 会 会 長
顧 問	日 体 協 顧 問・理 事・監 事・評 議 員、全 国 を 統 帥 す る 各 競 技 团 体 会 長、都 道 府 県 体 協 等 会 長、文 部 科 学 副 大 臣、文 部 科 学 大 臣 政 務 官、文 部 科 学 事 務 次 官、文 部 科 学 審 議 官、文 部 科 学 省 官 房 長、開 催 県 選 出 衆・參 舉 院 議 員、開 催 県 議 會 議 長・教 育 委 員 長・公 安 委 員 長・市 長 会 会 長・町 村 長 会 会 長・市 議 長 会 会 長・町 村 議 長 会 会 長、開 催 県 ス ポ ーツ 振 興 審 議 會 会 長
参 与	文 部 科 学 省 大 臣 官 房 審 議 官(ス ポ ーツ・青 少 年 局)・ス ポ ーツ・青 少 年 局 ス ポ ーツ・青 少 年 企 画 課 長・ス ポ ーツ 振 興 課 長、開 催 県 議 會 議 員・副 知 事・教 育 委 員・教 育 長・開 催 県 會 計 管 理 者・各 部 部 長・警 察 本 部 長、開 催 県 実 行 委 員 會 常 任 委 員、開 催 県 体 育 協 会 副 会 長・顧 問・參 与
委 員 長	日 体 協 国 体 担 当 理 事
副 委 員 長	日 体 協 事 務 局 長、文 部 科 学 省 ス ポ ーツ・青 少 年 局 競 技 ス ポ ーツ 課 長、開 催 県 実 行 委 員 會 事 務 局 長
總 務 委 員	日 体 協 国 体 委 員 會 委 員・擔 当 事 務 局 次 長・擔 当 部 長・擔 当 課 長、開 催 県 実 行 委 員 會 事 務 局 次 長、開 催 県 体 育 協 会 理 事 長 又 は こ れ に 準 ず る 者、開 催 県 体 育 主 管 課 長
委 員	日 体 協 国 体 競 技 運 営 部 會 委 員・事 務 局 担 当 者、文 部 科 学 省 ス ポ ーツ・青 少 年 局 担 当 官、開 催 県 体 育 協 会 常 務 理 事、JADA 事 務 局 長 又 は こ れ に 準 ず る 者、開 催 県 実 行 委 員 會 事 務 局 の 課 長 以 上

(2) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名 誉 会 長	会場地市町村長
会 長	全国を統轄する競技団体会長
副 会 長	全国を統轄する競技団体会副会长、会場地市町村体育協会会长、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長
顧 問	全国を統轄する競技団体会顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町村議會議長・教育委員長
参 与	会場地市町村議會議員・教育委員・副市町村長・教育長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育協会顧問・副会长、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体会副会长・顧問・参与、会場地競技団体会顧問・参与、全国を統轄する競技団体会役員の中で特に必要と認めた者
委 員 長	全国を統轄する競技団体会理事長又はこれに準ずる者
副委員長	会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体会理事長又はこれに準ずる者
委 員	全国を統轄する競技団体会理事、開催県競技団体会理事、会場地市町村競技団体会副会长、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者

(3) 大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。

### 23 総務委員会

- (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要のあるとき、大会委員長が召集し、開催する。
- (2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもって構成する。

### 24 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。
- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
  - ①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法 ⑦その他必要な事項
- (3) 実行委員会には、事務局を設ける。
- (4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日体協と協議し、承認を得なければならない。
  - ①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③開催県外競技役員数及び旅費基準 ④ポスター図案 ⑤国民体育大会マークを含めたシンボルマーク
  - ⑥「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語 ⑦報道に関する事項 ⑧記録映画等製作に関する事項 ⑨宿泊、交通及び医療要項 ⑩集団演技の内容 ⑪その他必要な事項

(5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日体協と調整の上、報告をしなければならない。

①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項 ③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲 ⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

## 25 各競技の実施要項

大会で実施する正式競技及び公開競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、冬季大会は大会開催月の6ヵ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日体協に提出する。提出された実施要項は日体協において決定し、開催県が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第8項で定める。

## 26 参加申込み

- (1) 都道府県体協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会等において選抜された者を大会会長宛に申込むものとする。
- (2) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日体協宛に行う。
- (3) 参加申込み締切日は、日体協が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。
- (4) 参加申込み様式は、日体協が実施競技団体と協議して作成する。
- (5) 公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。
- (6) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところへ届け出なければならない。
- (7) 参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならぬ。

## 27 大会参加負担金

- (1) 大会参加の都道府県体協等は、負担金を納入する。
- (2) 負担金の額は、日体協で定める。
- (3) 負担金は、日体協に納入する。
- (4) 負担金の充当先等については、日体協が定める。
- (5) 公開競技については、当該中央競技団体が参加者から徴収することができる。

## 28 招待状

- (1) 招待状は、主催者が発行する。
- (2) 主催者以外のものは、いかなる名義をもっても、招待状又はこれに類するものを発行することはできない。
- (3) 招待状持参者は、すべての会場に入場することができる。

## 29 プログラム

- (1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。
- (2) 総合及び競技別プログラムに記載する内容は、別に細則第9項で定める。
- (3) プログラムは、有料で発行する。ただし、次については無料とする。

### 1) 総合プログラム

大会役員	各 1 部
参加選手団	各 5 部
競技団体	各 2 部
報道関係者	1 社各 1 部

### 2) 競技別プログラム

競技団体	各 5 部
競技役員	各 1 部
参加選手団	各 2 部
競技別監督	各 1 部
参加選手全員	各 1 部
報道関係者	1 社各 1 部

## 30 参加選手団本部役員編成

- (1) 参加選手団本部役員の編成は、次の基準による。

### 1) 本大会

- ① 参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
- ② 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。
- ③ 参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

### 2) 冬季大会

団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。

3) 上記本部役員のほか、各大会とも 5 名以内の顧問を設けることができる。

- (2) 各大会とも、上記本部役員の中で、スポーツドクターを帯同するものとする。
- (3) 1 日あたりの参加選手団本部役員の人数については、上記の編成人数を上限とする。
- (4) 参加選手団本部役員の参加申込みは、監督及び選手の申込みと同時に、第 26 項に定める方法により行う。

## 31 視察員

- (1) 各都道府県体協等は、大会視察のため視察員を派遣することができる。
- (2) 視察員数は、各大会それぞれ 1 都道府県 3 名以内とする。ただし、以降の大会開催が決定又は内定している都道府県は 20 名以内とするが、本大会については開催県の実情を考慮し、実施要項作成時に決定する。
- (3) 視察員の参加申込みは、参加選手団の申込みと同時に、第 26 項に定める方法により行う。
- (4) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。
- (5) 視察員には、視察員章を交付する。

### 32 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日体協補助金並びに開催県(会場地市町村を含む)負担金又は準備金及び入場料等でまかぬ。ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

### 33 入場券、入場料

- (1) 入場券は、主催者が発行する。
- (2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日体協と協議して決める。
- (3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの振興に必要な経費に充当する。
- (4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日体協と協議の上、発行、徴収することができる。

### 34 宿 舎

- (1) 大会参加者及び観察員並びに報道員の宿舎は、開催県(会場地市町村を含む)実行委員会が準備する。
- (2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場に近い周辺に選定する。
- (3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。
- (4) 1人の宿泊に要する広さは、 $3.3\text{ m}^2$ (2畳)以上とする。
- (5) 配宿は、開催県(会場地市町村を含む)実行委員会が行う。
- (6) 宿泊料金は、大会開催の2年前に開催県と協議の上、日体協において決定する。
- (7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

### 35 交 通

- (1) 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。
- (2) 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

### 36 記 錄

- (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
- (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民体育大会記録情報処理要項」(96頁)に基づき行うものとする。

### 37 報 道

- (1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会(NHK)、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日体協と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。
- (2) 報道員の取材は、開催県が定めた取材協定によるものとする。
- (3) スポンサーのある放送は、日体協の許可を得なければならない。

### 38 国民スポーツ振興事業への協力

- (1) 開催県(会場地市町村を含む)は、日体協が推進する国民スポーツ振興事業に対し、必要な協力をを行うものとする。
- (2) 開催県(会場地市町村を含む)は、日体協が実施するキャンペーン事業の推進に協力しなければならない。

### 39 企業協賛

- (1) 日体協と開催県実行委員会は両者協力のもと、大会の活性化(国体の認知度の向上、国体ブランドの価値の向上)と開催地の財政負担軽減を目的とした企業協賛を実施するものとする。
- (2) 実施に際しては、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(94頁)に基づくものとする。

### 40 国民体育大会参加者傷害補償制度

- (1) 日体協及び都道府県体協等は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。
- (2) 本制度の対象となる参加者とは、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、観察員並びにその他選手団役員とする。
- (3) 補償内容その他の細部については、別に定める「国民体育大会参加者傷害補償制度」のとおりとする。

### 41 ドクターズ・ミーティング開催への協力

- 開催県(会場地市町村を含む)は、日体協が開催するドクターズ・ミーティングに対し必要な協力をを行うものとする。

〈附 則〉

- (1) 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会について  
は、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。
- (2) 本要項は、昭和 30 年 1 月 17 日制定

昭和 30 年	12 月	4 日第	1 次改訂	平成 15 年	8 月	19 日第	26 次改訂
昭和 32 年	10 月	25 日第	2 次改訂	平成 17 年	6 月	16 日第	27 次改訂
昭和 37 年	3 月	1 日第	3 次改訂	(改訂内容は第 61 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、39 項につ いては平成 17 年 4 月 20 日から施行する)			
昭和 41 年	3 月	29 日第	4 次改訂	平成 17 年	12 月	22 日第	28 次改訂
昭和 48 年	7 月	10 日第	5 次改訂	(10 項(2)は第 63 回大会から改訂し適用)			
昭和 51 年	6 月	2 日第	6 次改訂	平成 18 年	3 月	9 日第	29 次改訂
昭和 52 年	7 月	13 日第	7 次改訂	(7 項(5)は第 63 回大会から適用)			
昭和 54 年	5 月	9 日第	8 次改訂	平成 19 年	3 月	7 日第	30 次改訂
昭和 55 年	1 月	23 日第	9 次改訂	平成 19 年	7 月	1 日第	31 次改訂
昭和 55 年	9 月	9 日第	10 次改訂	平成 20 年	12 月	17 日第	32 次改訂
昭和 58 年	12 月	7 日第	11 次改訂	平成 22 年	3 月	17 日第	33 次改訂
(8 項(3)、(7)は昭和 63 年 1 月 1 日から施行)				(改訂内容は第 70 回大会から適用)			
昭和 63 年	7 月	13 日第	12 次改訂	平成 22 年	6 月	18 日第	34 次改訂
昭和 63 年	8 月	24 日第	13 次改訂	平成 22 年	12 月	16 日第	35 次改訂
平成 元年	8 月	15 日第	14 次改訂	(39 項は第 69 回本大会から適用)			
平成 5 年	6 月	8 日第	15 次改訂	平成 23 年	3 月	25 日第	36 次改訂
平成 5 年	6 月	29 日第	16 次改訂	平成 23 年	4 月	1 日第	37 次改訂
平成 6 年	5 月	10 日第	17 次改訂	平成 23 年	6 月	24 日第	38 次改訂
(9 項(4)は第 52 回夏季大会から適用)				平成 23 年	8 月	25 日第	39 次改訂
平成 6 年	7 月	5 日第	18 次改訂	平成 23 年	12 月	15 日第	40 次改訂
平成 10 年	6 月	17 日第	19 次改訂				
(8 項(7)は第 54 回夏季大会から適用)							
平成 11 年	6 月	16 日第	20 次改訂				
平成 11 年	9 月	7 日第	21 次改訂				
(29 項(1)①は平成 12 年 4 月 1 日から施行)							
平成 13 年	1 月	6 日第	22 次改訂				
平成 13 年	3 月	14 日第	23 次改訂				
平成 14 年	7 月	2 日第	24 次改訂				
平成 15 年	4 月	25 日第	25 次改訂				



## 国民体育大会開催基準要項細則

### 1 本則第7項第1号の3(開催地が複数の都道府県にまたがる場合)

総合開・閉会式場及び競技会場地の決定については、当該都道府県が協議の上、日体協の承認を得なければならない。

### 2 本則第7項第4号の2(施設基準)

大会の競技施設は既存施設の活用に努め、施設の新設・改修等にあたっては、大会開催後の地域スポーツ振興への有効的な活用を考慮し、必要最小限にとどめるものとする。

なお、本施設基準は、会場地市町村等が各競技場を整備するまでの基準であり、開催県及び市町村等において各中央競技団体との調整を行い弾力的に運用できるものとする。

(別冊3 国民体育大会施設基準)

### 3 本則第8項第1号及び第10項第4号(参加資格及び年齢基準等)

#### (1) 大会及びブロック大会

##### 1) 参加資格

① 日本国に国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、成年又は少年の種別に参加できる。

- (i) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうちの「永住者」(日本国との平和条約に基づく日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」を含む)
- (ii) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

- i) 学校教育法第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、大会実施要項が定める参加申込時に1年以上在籍していること。
- ii) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、「就学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

- (iii) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者。

- i) 参加しようとする当該年以前に前号(ii)に該当していた者。
- ii) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のうち、大会終了時において「留学」に該当しない者。

[注] 大学等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格の「留学」と同等に扱う。

② 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長及び都道府県体協等会長が代表として認め選抜した者であること。

③ 前回の大会(都道府県大会を含む)に選手及び監督の資格で参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2大会以上の間を置かなければならない。ただし、次の場合は該当しないこととする。

(i) 成年種別

- i) 新卒業者
- ii) 結婚又は離婚に係る者
- iii) ふるさと選手(68頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による)

[注] 70頁の「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

(ii) 少年種別

- i) 新卒業者
- ii) 結婚又は離婚に係る者
- iii) 一家転住に係る者(69頁の「一家転住等に伴う特例措置」による)
- iv) JOCエリートアカデミーに在籍する者(70頁の「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による)

④ 選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る。

⑤ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

⑥ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

⑦ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

- (i) 本則第17項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過した者であること。ただし、別に定める「国民体育大会予選会免除に関する要領」(71頁)に基づき予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。
- (ii) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。
- (iii) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

⑧ 上記のほか、監督については日本体協公認スポーツ指導者制度に基づく、当該競技団体が定める公認資格を有する者とする。

2) 選手の年齢基準及び所属都道府県

成年種別、少年種別における選手の年齢基準及び所属都道府県は、次のとおりとする。

① 成年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の4月1日現在、18歳以上の者とし、次いづれかに属する都道府県を選択することができる。

- (i) 居住地を示す現住所
- (ii) 勤務地
- (iii) ふるさと(68頁の「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

[注] 70 頁の「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

② 少年種別

大会開催年(冬季大会は前年)の 4 月 1 日現在、18 歳未満の者とし、次にいずれかに属する都道府県を選択することができる。

- (i) 居住地を示す現住所
- (ii) 学校教育法第 1 条に規定する学校の所在地
- (iii) 勤務地
- (iv) 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」(70 頁)に定める小学校の所在地

[注] 上記の属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校教育法第 1 条に規定する学校の所在地」のいずれかから参加する場合は、大会開催年の 4 月 30 日以前から大会終了時(冬季大会は大会開催前年の 4 月 30 日以前から 10 月 31 日)まで引き続き当該地に、居住又は勤務、在学していなければならない(「居住地を示す現住所」における「日常生活」及び「勤務地」における「主たる勤務実態」については、別に基準を定める)。ただし、次の者は、この限りではない。

[成年種別]

- (a) 属する都道府県として「ふるさと」を選択する場合(「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」(70 頁)の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む)

[少年種別]

- (a) 「一家転住」した場合
- (b) 「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」(70 頁)の適用を受ける場合

(2) 都道府県大会

- 1) 都道府県体協等都道府県体協等者は、大会の運営の円滑化を図るために、市町村体育協会、同教育委員会等と緊密な連絡をとり、前号に準拠した選手及び監督を各競技の参加者とする。
- 2) 各競技の選手及び監督は、大会主催者が定める参加申込書を提出する。
- 3) 当該競技団体に登録していない者又はチームの取り扱いは次のとおりとする。
  - (i) 大会主催者が定めた参加申込書を提出することにより、当該競技団体の一時登録者又は仮加盟者とみなし、参加料等を徴収することができる。なお、特に経験を必要とする競技については、当該競技団体が参加資格を別に定めることができる。
  - (ii) 参加申込書が受理された時点で参加条件が満たされたこととし、以降本大会まで当該競技団体の定めた競技者規定等を遵守すること。

(3) その他

参加資格等に疑義があるときは、日体協及び当該競技団体が調査審議の上、日体協がその可否を決定する。

4 本則第10項第3号(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)

(1) 第70回大会から第73回大会における実施対象競技は次のとおり。

1) 正式競技(41競技)

① 毎年実施競技(37競技)

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、  
バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、  
ウェイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、  
相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、  
ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、  
アーチェリー、空手道、クレー射撃、ボウリング、ゴルフ  
スキー、スケート、アイスホッケー

② 隔年実施競技(4競技)

軟式野球、銃剣道、なぎなた、トライアスロン

2) 公開競技(4競技)

綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

3) デモンストレーションスポーツ

開催県が希望する競技

4) 特別競技

高等学校野球

(2) 正式競技及び特別競技の参加人員は65頁に示すとおり。

5 本則第11項第1号の3及び第2号の4(総合成績決定方法)

(1) 総合表彰(都道府県)における総合成績決定方法

- 1) 各都道府県の男女総合成績及び女子総合成績は、冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の得点を合計したものとし、その合計得点が多い順に順位を決定し、第1位から第8位まで表彰する。ただし、同点の場合は、その順位を共有し、その次の順位を欠位とする。
- 2) 各都道府県の総合成績は、大会総務委員会が決定する。
- 3) その他業務上必要な事項は別に定める。

(2) 競技別表彰における総合成績決定方法

各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績は、次の競技得点及び参加得点を合計し、その多い順に順位を決定し、第1位から第8位まで表彰する。ただし、同点の場合は、順位を共有し、その次の順位を欠位とする。

各競技会の総合成績は、競技団体が決定するが、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

### 1) 競技得点

競技得点は、次の2種類とし、第1位から第8位までの都道府県に与える。ただし、同順位の場合の競技得点は、次順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	4人以下	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	5人以上7人以下	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
	8人以上	64点	56点	48点	40点	32点	24点	16点	8点
種目	――	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注] 「種別」:種別などに与える得点 「種目」:種目などに与える得点

### 2) 参加得点(98頁)

参加得点は10点とし、その基準を下記のとおりとする。

- ① 都道府県が大会に直接エントリーする競技については、参加種別数にかかわらず、大会の参加をもって得点を与える。
- ② ブロック大会を経て参加する競技については、ブロック大会を大会参加とみなして、得点を与える。ただし、ブロック大会で大会の出場権を獲得しながら、大会に参加しなかった場合は与えない。

### (3) 参加資格違反並びにドーピング防止規則に対する違反に関する競技順位等の取り扱い

「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」(100頁)によるものとする。

## 6 本則第13項第3号(開催申請書の様式及び添付書類)

### (1) 様式

開 催 申 請 書			
公益財団法人 日本体育協会会長 殿 文 部 科 学 大 臣 殿			
平成〇〇年の第〇〇回国民体育大会[〇季大会]を〇〇県において開催いたしましたく、ここに申請します。			
年      月      日	都道府県体育協会会長名	印	
	都道府県知事名	印	
	都道府県教育委員会名	印	

### (2) 添付書類

添付書類は、下記のとおりとする。ただし、日体協及び文部科学省が了解している事項については、省略することができる。

1) 都道府県議会決議書

ただし、都道府県は会場地市町村との間で、競技会開催に係る合意書(又は契約書)を取り交わしておくこと。

2) 実施予定競技及びその種類

3) 実施予定競技の会場地とその施設概要

施設については、縦横の長さ、高さ、面積、照明度、観客収容能力等を具体的に記載する。

4) 大会運営費及び施設費の予算書

収入財源を明確にし、支出については、特に新設施設の予算額と経費負担区分を明らかにする。年次計画のあるものについては、年度ごとの計画と予算書を明らかにする。

5) 予定会場地ごとの宿泊可能数調査書

予定会場地内及び交通機関を利用して約30分以内に会場に到着することができる隣接地のホテル、旅館等の名称、その畳数、所有寝具数、1人 $3.3\text{ m}^2$ (2畳)以上を基準とした場合の収容人数と旅館側で希望する宿泊人員数を記載する。

7 本則第19項第5号(各競技会表彰式の要領)

各競技の表彰式は、できるだけ簡素なものとし、概ね次のとおりとする。

- ・成績発表
- ・表彰状授与
- ・大会会長トロフィー授与
- ・競技会会長閉会のあいさつ
- ・会場地代表歓送のことば
- ・国旗降納
- ・大会旗、実施競技団体旗、会場地市町村旗降納

8 本則第25項(実施要項に記載する内容)

(1) 大会実施要項

1) 総則

- ① 開催の趣旨
- ② 実施競技
- ③ 会期及び会場
- ④ 競技方法
- ⑤ 参加資格
- ⑥ 表彰の方法
- ⑦ 参加申込方法
- ⑧ 宿泊申込方法
- ⑨ 参加上の注意

2) 大会日程と会場一覧表

3) 各競技実施要項

4) 天皇杯・皇后杯授与規程

5) 大会会長トロフィー授与規程

6) 日体協加盟競技団体一覧表

7) 開催県体育協会加盟団体一覧表

8) 開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表

(2) 各競技別実施要項

- 1) 期日
- 2) 会場
- 3) 種別(種目)及び参加人員
- 4) 競技上の規程及び方法
- 5) 予選方法
- 6) 参加資格等
- 7) 成績採点方法
- 8) 表彰の方法
- 9) 参加申込方法
- 10) 参加上の注意
- 11) その他

9 本則第29項第2号(プログラムに記載する内容)

(1) 総合プログラムには、下記のものを掲載しなければならない。

- 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
- 2) 大会役員
- 3) 天皇杯・皇后杯授与規程
- 4) 参加人員一覧表
- 5) 各競技会別会場及び大会日程一覧表
- 6) 各競技の日程及び組合せ
- 7) その他必要な事項

(2) 競技別プログラムには、下記のものを掲載しなければならない。

- 1) 大会会長及び文部科学大臣あいさつ並びに開催県知事の歓迎のことば
- 2) 全国を統轄する競技団体会長あいさつ及び会場地市町村代表の歓迎のことば
- 3) 大会役員
- 4) 競技会役員
- 5) 競技役員、係員及び補助員
- 6) 天皇杯・皇后杯授与規程
- 7) 大会会長トロフィー授与規程
- 8) 表彰式次第
- 9) 会場図
- 10) 競技日程
- 11) 競技の見方
- 12) 組合せ
- 13) 都道府県別参加人員
- 14) その他必要な事項

(注) 6)、7)は、正式競技のみ記載する。

## 10 本則第40項第1号(国民体育大会参加者傷害補償制度の運営)

- (1) 大会参加の都道府県体協等は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金を日体協に納入する。
- (2) 制度負担金の額は日体協が定める。
- (3) 制度負担金の充当先については、日体協が定める。
- (4) 都道府県代表選考過程における傷害等については、当該参加者本人及び予選会等代表選考の主催者の責任において別途傷害保険等に加入するなどの対応をとること。

### 〈附 則〉

- (1) 本細則は、昭和58年12月7日改訂し、施行する。ただし、下記については、それぞれ昭和63年1月1日から施行する。
  - 3-(1) ①オ(ア)
  - 3-(1) ②ウ“大学を除く”
  - 5-(1) ①②
- (2) 本細則の下記については、昭和62年12月10日改訂し、昭和63年1月1日から施行する。
  - 4、7-(1)(2)及び附則(1)
- (3) 本細則第4項水泳競技飛込種別の選手数については、平成元年12月6日改訂し、施行する。
- (4) 本細則附則(1)については、平成2年5月16日改訂し、施行する。
- (5) 本細則の下記については、平成3年12月2日改訂し、施行する。  
4の成年2部の廃止と、これに伴う実施種別と実施時期の明記
- (6) 本細則の下記については、平成4年1月31日改訂し、平成4年4月1日から施行する。  
4(軟式庭球をソフトテニスに変更)
- (7) 本細則の下記については、平成5年6月8日改訂し、施行する。
  - 6-(2)～⑤(予定会場地ごとの宿泊可能数調査書)
- (8) 本細則の下記については、平成5年6月29日新設し、施行する。
  - 11-(1) (国民スポーツ振興事業)
- (9) 本細則附則(1)については、平成7年6月21日改訂し、施行する。
- (10) 本細則の下記については、平成8年1月9日改訂し、以下により施行する。  
第2項(施設基準)は、細則(注)2に記載の日より施行する。  
第3項(1)②のエ( )書きは、平成8年1月9日より施行する。  
第4項(各季大会の実施競技及び各競技の参加人員)は、細則補足説明記載の日より施行する。

- (11) 本細則の下記については、平成 8 年 4 月 26 日改訂し、以下により施行する。  
　　第 4 項のライフル射撃競技種別の種目については、第 55 回大会より施行する。  
　　同項空手道競技種別の監督、選手数及び種目については、第 52 回大会より施行する。
- (12) 本細則の下記については、平成 8 年 6 月 11 日新設し、第 54 回大会より施行する。  
　　第 2 項及び第 4 項のゴルフ競技に関わる項目の新設。
- (13) 本細則附則(1)については、平成 9 年 1 月 14 日に改訂し、第 52 回夏季大会より施行する。
- (14) 細則の下記については、平成 10 年 6 月 17 日改訂し、以下により施行する。  
　　第 2 項の秋季大会式典会場に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。  
　　第 2 項及び第 4 項の漕艇、軟式野球及びカヌーの各競技に関わる項目は、平成 10 年 6 月 17 日より施行する。  
　　第 3 項(1)①才の成年 2 部に関わる項目については、第 54 回大会より施行する。
- (15) 本細則の下記については、平成 10 年 12 月 9 日改訂し、第 54 回大会より施行する。  
　　第 4 項のバレーボール及び体操競技の参加人員、並びにヨット競技の種目。
- (16) 本細則第 2 項のヨット競技施設基準については、平成 11 年 6 月 16 日改訂し、施行する。
- (17) 本細則第 4 項のサッカー競技参加人員については、平成 11 年 9 月 7 日改訂し、第 57 回大会より施行する。
- (18) 本細則の下記については、平成 11 年 12 月 15 日改訂し、以下により施行する。  
　　第 4 項のライフル射撃及びボートの各競技種目については、第 55 回及び第 56 回大会より、それぞれ施行する。
- (19) 本細則第 4 項のヨット競技種目については、平成 12 年 3 月 8 日改訂し、第 56 回大会より施行する。
- (20) 本細則第 4 項の体操競技参加人員については、平成 12 年 6 月 21 日改訂し、第 56 回大会より施行する。
- (21) 本細則第 4 項のゴルフ及びテニスの各競技参加人員については、平成 12 年 8 月 23 日改訂し、第 56 回大会より施行する。
- (22) 本細則の下記については、平成 12 年 12 月 13 日改訂し、以下により施行する。  
　　第 2 項及び第 4 項のヨット競技名称については、平成 12 年 12 月 13 日より施行する。  
　　第 4 項の弓道及びライフルの各競技参加人員については、第 56 回大会より施行する。
- (23) 平成 13 年 1 月 6 日の省庁再編に伴う文部科学省等の表記の変更については、同日改訂し、施行する。

(24) 本細則の下記については、平成 13 年 3 月 14 日改訂し、以下により施行する。

第 2 項の前文及び第 4 項のボウリング競技参加人員については、平成 13 年 3 月 14 日より施行する。

第 2 項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第 5 項の競技得点の施行時期については、平成 13 年 6 月開催の国体委員会にて決定する。

第 8 項(開催地都道府県実行委員会が日体協と協議し、承認を受けなければならない事項)については、本則第 23 項への振替えにより削除し、以下項を繰り上げるものとする。

(25) 本細則第 2 項のサッカー、柔道、バドミントンの各競技施設基準及び第 5 項の競技得点については、第 61 回及び第 58 回大会より、それぞれ施行する。(平成 13 年 6 月 22 日開催の国体委員会にて決定)

(26) 本細則の下記については、平成 14 年 3 月 14 日改訂し、以下により施行する。

第 2 項のアイスホッケー競技施設基準については、第 59 回大会より施行する。

第 6 項(2)①の開催申請書添付書類については、冬季大会は第 60 回大会、夏・秋季大会は第 62 回大会の開催申請書提出時より施行する。

(27) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 14 年 7 月 2 日改訂し、第 58 回大会より施行する。

(28) 本細則第 4 項の競技参加人員(注)4 については、平成 14 年 8 月 20 日新設し、第 58 回大会より施行する。

(29) 本細則第 3 項(1)①ウの参加資格については、平成 14 年 12 月 24 日改訂し、第 58 回以降の大会に参加した監督及び選手について適用する。

(30) 本細則第 2 項のアーチェリー競技施設基準については、平成 15 年 3 月 4 日改訂し、第 60 回大会より施行する。

(31) 本細則第 5 項(1)①競技得点については、平成 15 年 3 月 4 日改訂し、施行する。

(32) 本細則第 3 項(1)①オ(オ)及び第 5 項(3)のドーピング・コントロール関連事項については、平成 15 年 4 月 25 日新設し、施行する。

(33) 本細則第 4 項のレスリング競技参加人員については、平成 15 年 8 月 19 日改訂し、第 59 回大会より施行する。

(34) 本細則第 3 項(1)①オ(イ)については、平成 15 年 12 月 19 日新設し、第 59 回大会より施行する。

(35) 本細則第 3 項(1)①ウの所属都道府県の特例措置については、平成 16 年 4 月 13 日に改訂し、第 60 回大会より施行する。

(36) 本細則第 3 項(1)①の参加資格及び②の選手の年齢基準及び所属都道府県については、平成 16 年 4 月 13 日に改訂し、第 60 回大会より施行する。

(37) 本細則第 3 項(1)①(i)、(ii)、(iii)の「日本国籍を有しない者」の参加資格については平成 16 年 6 月 18 日に改訂し、第 60 回大会より施行する。

- (38) 本細則については、平成 17 年 6 月 16 日に改訂し、第 61 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、次の項目については第 60 回夏季大会より適用する。
- ・「第 5 項(3) アンチ・ドーピング規則違反に関わる得点等の取り扱い」
  - ・「第 10 項 国民体育大会参加者傷害補償制度の運営」
- (39) 本細則第 4 項のセーリング競技参加人員については、少年種別における使用艇種が FJ 級からセーリングスピリット級に変更となることに伴い、平成 17 年 12 月 22 日改訂し、第 62 回大会より施行する。
- (40) 本細則第 4 項(各競技の参加人員)については、平成 15 年 3 月 25 日策定の「国体改革 2003」における大会規模の適正化(参加総数の削減)に伴い改訂する。なお、各競技の実施時期については以下のとおり。
- ・スケート競技については、第 60 回大会より施行する。
  - ・サッカー競技、テニス競技、卓球競技、バドミントン競技、ライフル射撃競技、ゴルフ競技については、第 61 回大会より施行する。
  - ・その他の競技については、第 63 回大会より施行する。
  - ・体操競技少年男子種別新体操種目については、第 64 回大会より休止する。
  - ・バレーボール競技成年男女種別 9 人制については、第 66 回大会より廃止する。
- (41) 本細則第 2 項(施設基準)については、(40)の大会規模の適正化等に伴い、以下の競技において第 63 回大会より改訂し施行する。
- ・スキー競技、ホッケー競技、ボクシング競技、バスケットボール競技、セーリング競技、ウェイトリフティング競技、ハンドボール競技、馬術競技、フェンシング競技、柔道競技、カヌー競技、ボウリング競技
- (42) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、縦走種目を廃止し新たにクライミング種目を導入することに伴い、平成 17 年 8 月 11 日改訂し、第 63 回大会より施行する。
- (43) 本細則第 2 項の山岳競技施設基準については、国際競技規則において、種目の名称が変更となる(クライミング種目→リード種目)ことから、平成 18 年 12 月 20 日改訂し、第 63 回大会より施行する。
- (44) 本細則第 4 項の空手道競技参加人員(内訳)については、少年男子種別に「形」種目を導入するなど、参加人員内訳等に変更が生じることに伴い、平成 18 年 12 月 20 日改訂し、第 63 回大会より施行する。
- (45) 本細則第 2 項のボウリング競技施設基準については、競技会場のレーン数に応じ競技日数を設定できるよう、平成 19 年 3 月 7 日改訂し、第 63 回大会より施行する。
- (46) 本細則第 3 項第 1 号-1)-⑤-(iv)「単一大学又は実質的に単一大学の学生によって構成される団体競技のチームの参加に関する項」については、国体改革 2003 における参加制限撤廃等の観点から、平成 19 年 3 月 7 日改訂し、第 63 回大会より削除する。

- (47) 本細則第4項の弓道競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から、平成19年3月7日改訂し、第63回大会より施行する。
- (48) 本細則第3項第1号-1)-⑤)-(v)及び第5項第3号については、(財)日本アンチ・ドーピング機構が定める日本ドーピング防止規程の発効に伴い、平成19年7月1日改訂し、施行する。
- (49) 本細則第4項のボート競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成19年8月29日改訂し、第63回大会より施行する。
- (50) 本細則第4項のホッケー競技参加人員(内訳)については、ジュニア競技者強化等の観点から平成19年8月29日改訂し、第63回大会より施行する。
- (51) 本細則第4項の馬術競技参加人員(内訳)については、各ブロック間の人員配分の均等化を考慮し、平成19年8月29日改訂し、第63回大会より施行する。
- (52) 本細則第4項の水泳競技参加人員(内訳)については、各種目の普及・強化状況等を考慮し、平成19年12月19日改訂し、第63回大会より施行する。
- (53) 本細則第4項のカヌー競技参加人員(内訳)については、監督配置の考え方の変更に伴い、平成20年3月19日改訂し、第63回大会より施行する。
- (54) 本細則第5項第3号の「ドーピング防止規則に対する違反に関する得点等の取り扱い」については、「国民体育大会ドーピング防止規則に対する違反に関する制裁措置等取り扱い規則(平成15年6月20日制定、平成17年6月1日及び平成19年8月29日改訂)」及び「国民体育大会参加資格違反に係る罰則規定(平成19年3月7日制定)」を統合・整理した「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」を制定し(平成20年4月25日)、施行する。
- (55) 本細則第3項第1号-1)-③)-(ii)-(iii)の「一家転住等に係る者」における「一家転住等に伴う特例措置」については、転居先及び転居元都道府県における都道府県代表選考状況により、参加することができる都道府県を明確にするため、平成20年4月25日改訂し、施行する。
- (56) 本細則第4項別表〔国民体育大会実施競技及び参加人員〕補足4・陸上競技会ハーフマラソン種目の項目については、同種目実施に係る開催地の経費負担等を考慮し、平成20年12月17日改訂、削除する。
- (57) 本細則第10項第4号については、当該制度の対象がブロック大会及び本大会となったことから新たに明記し、平成20年12月17日改訂、第64回国民体育大会(平成21年4月20日)より施行する。
- (58) 本細則第2項のカヌー競技施設基準及び第4項のカヌー競技参加人員(内訳)について、国際連盟規定の改訂により、同競技各種目名称を変更することから、平成20年3月18日改訂、第64回国民体育大会(平成21年4月1日)より施行する。
- (59) 本細則第2項の陸上競技施設基準については、(財)日本陸上競技連盟規程の改訂により、平成21年6月19日改訂し、施行する。

- (60) 本細則第3項第1号-1)については、平成21年8月26日改訂し、第65回以降の大会に参加した選手及び監督について適用する。
- (61) 本細則第3項第1号-1)-③及び同2)については、「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」を設けることに伴い、平成21年12月16日改訂、第65回大会より施行する。
- (62) 本細則第4項の水泳競技(競泳・飛込)及びセーリング競技参加人員(内訳)については、参加人員制限のための予備エントリー制度を導入することに伴い、平成21年12月16日改訂、第65回大会より施行する。
- (63) 本細則の下記については、平成21年12月16日新設し、第70回大会より施行する。  
第2項及び第4項のトライアスロン競技に関わる項目の新設。
- (64) 本細則第1項及び施設基準における「総合開・閉会式」の表記については、第65回大会より冬季大会を含め回数を同じくする同一年の大会の開・閉会式を一本化して実施することに伴い、平成22年3月17日改訂し、適用する。
- (65) 本細則第4項(各季大会の実施競技)については、平成22年3月17日改訂(「国民体育大会における実施競技について(平成20年8月27日制定)」)し、第70回大会より施行する。
- (66) 本細則第1項第1号-1)-①-(ii)及び同(iii)については、平成22年6月18日改訂し、第66回大会より適用する。
- (67) 本細則第4項の体操競技及びバレーボール競技参加人員(内訳)については、平成22年12月16日改訂し、第66回大会より施行する。
- (68) 本細則第2項のサッカー競技施設基準については、平成23年3月25日改訂し、第66回大会より施行する。
- (69) 本細則第4項のラグビーフットボール競技参加人員(内訳)については、平成23年3月25日改訂し、第68回大会より施行する。
- (70) 本細則は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。
- (71) 本細則第3項第1号-1)の①-(iii)-ii)及び②、⑦-(i)、本細則第3項第1号-2)-[注]、本細則第3項第2号-1)、本細則第10項については、平成23年8月25日改訂し、施行する。本細則第3項第1号-1)の⑧については、平成23年8月25日新設し、第68回大会より施行する。
- (72) 本細則第2項のウェイトリフティング競技施設基準については、平成23年12月15日改訂し、第68回大会より施行する。
- (73) 本細則第4項のウェイトリフティング競技参加人員(内訳)については、平成23年12月15日改訂し、第68回大会より施行する。
- (74) 本細則第4項のソフトテニス競技参加人員(内訳)については、平成23年12月15日改訂し、第67回大会より施行する。

